

橋本市病院事業管理規程第2号

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和5年2月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一



橋本市病院企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当支給規程(平成18年橋本市病院事業管理規程第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後				改正前			
(支給範囲及び手当額)				(支給範囲及び手当額)			
第2条 手当を支給する職員及びその支給額は、次表のとおりとする。				第2条 手当を支給する職員及びその支給額は、次表のとおりとする。			
区分	支給区分	手当額	備考	区分	支給区分	手当額	備考
医師、歯科医師	月額	入院診療報酬月額等に1000分の2を乗じて得た金額に、経験年数加算額及び役職加算額を加えた金額。		医師、歯科医師	月額	入院診療報酬月額等に1000分の2を乗じて得た金額に、経験年数加算額及び役職加算額を加えた金額。	
				看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長、主任看護師、看護師、准看護師	〃	3,800円	
放射線技師	〃	<u>3,000円</u>		放射線技師	〃	<u>7,000円</u>	
				臨床検査技師	〃	4,500円	
				薬剤師、臨床工学技士	〃	2,000円	
略	略	略		略	略	略	

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。